

1. 会合名	取引所外売買等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 26 年 10 月 29 日（水）15:30～17:00
3. 議 案	上場株券等の取引所外売買の誤報告への対応について
4. 主な内容	○ 上場株券等の取引所外売買の誤報告への対応について 事務局より、配付資料に基づき、上場株券等の取引所外売買の誤報告に対する「再発防止策」及び今後「異例の事態が発生した場合の方策」としての会員及び本協会におけるそれぞれの対応に関し、論点及び対応方針について、それぞれ説明が行われ、その後、意見交換が行われた。 【主な意見】 1. 再発防止策 （１）会員における取引所外売買の報告の正確性を確保するための体制整備 ・ 取引所外売買の報告を行う会員に対し、当該体制整備を求めるのであれば、チェックポイント等をＱ＆Ａにより取りまとめるなど、具体的な内容を補足すべきではないか。 ・ 本件は、約定した内容には誤りはないが、報告した内容に誤りがあった場合の対応について検討するものである。そのような前提とした場合、会員による約定から報告までの処理がシステム化されている場合には、報告時点ではなく、約定時点（約定内容を入力する時点）でチェックしなければ意味がなく、一方、それがシステム化されていない場合には、会員による協会への報告時点で、協会側でチェックをしなければ意味がないのではないかと。 ・ 仮にハードリミットやソフトリミットの設定を規則化することとした場合には、会員におけるシステム対応についても相当の期間が必要となる。 ・ リミットの水準を会員各社の任意により設定することとした場合、正規の報告についてもリミットが発動される可能性があり、その場合、原則５分以内の報告ができず、法令・規則違反になる可能性がある。このため、会員側で設定するリミットの水準は、協会側で設定するリミットの水準と同じにせざるを得ないのではないかと。 会員における当該体制整備については、各社の実情に応じた対応を求めるものの、現時点では規則化までは行わないこととされた。 （２）本協会における報告公表システムに措置すべき仕組みの構築 ・ 協会の報告公表システムにおけるハードリミットの設定に当たって、技術的な問題として、発行済数量データが取得できないものはどのようなものがあるのか。

⇒（事務局）普通株式、C B、R E I T、ベンチャーファンド、主たる市場が日本市場である外国株式などは、発行済数量データを取得できているが、E T F、優先株式、カントリーファンド、新株予約権証券などは、取得できていない状況である。

- ・ハードリミットの設定に当たっては、普通株式やR E I Tだけでなく、可能なものはリミットを設定することを検討してはどうか。その際、C BやE T Fなどは商品特性を考慮する必要があるのではないか。

本協会の報告公表システムにおいて、当該報告公表システムが認識している発行済数量の1／3を超える数量の報告を受け付けないこととされるとともに、当該発行済数量の5％超1／3以下の数量の報告に対しては、注意喚起のためのメッセージを、当該報告を行った会員に対して発することとされた。

また、大規模な改修を伴うような本協会システム上の措置については、長期的な検討課題とされた。

2. 重大な誤報告が行われた場合の方策

- ・誤報告の発生状況等については、迅速に公表される必要がある。その際、誤報告が発生している事実やその内容を周知することが重要なのであり、誤報告を行った会員名まで公表することは不要である。
- ・会員名の公表は、取引所外売買の報告・公表について議論した平成10年の議論も考慮すべきである。会員名の公表は、取引を行った顧客属性や証券会社のポジションを推測させるものであり、それによってスクイズや追随売買が発生するなど、マーケットを歪ませる可能性があり、非公表とされた経緯がある。
- ・会員名が公表されることは、会員にとってはレピュテーションの面で大きな痛手になり、実質的にペナルティ的な意味合いを有する。
- ・誤報告は、取引所での誤発注とは異なる。誤発注を行った会員が信用リスクや損失を被ることはやむを得ないが、誰が誤発注を行ったかが分からないと、他の会員の信用不安を生じさせるリスクがある（2006年のジェイコム事件では、即時に参加者名が公表されず、証券会社株の連鎖的な売りが発生）ために、それを生じさせないよう誤発注を行った取引参加者名を公表することとしているが、そこにペナルティ的な意味合いはない。ペナルティ的なものならば、処分を行えばよいのではないか。
- ・取引所外売買の報告の訂正・取消しは、小規模なものが恒常的に発生しているが、これらは規模の大小にかかわらず、社内体制の問題なのではないか。そのような意味では、会員名を公表するよりも、当該会員に対して何らかの処分や注意喚起を行い、それを協会員に周知する方が効果的ではないか。
- ・誤報告を行った会員名を公表することについて、協会W A Nを通じて

	会員限りで公開することと、公表ウェブサイトを通じて、事情をよく把握していない一般投資家等に対して公開することとの効果や影響、メリット・デメリットの整理と評価が必要ではないか。 ・ 会員名について、どうしても公表する必要があるのであれば、誤報告の状況とあわせてリアルタイムかつ一般投資家向けに公表するのとは別に行う方が適当である。会員間の情報共有という考え方はあると思うので、公表の方法やタイミングを変更することも考えられるのではないかな。例えば、公表は協会員限り（協会WAN）とし、タイミングは、発生日の翌日などとすることも考えられるのではないかな。 ・ 協会が公表する「誤報告が重大なもの」の判断について、数量だけでなく、価格なども考えられ、重大なものとならないものとの仕分けが難しいのではないかな。 誤報告を行った会員の会員名をインターネット上で公表することについては、本日の会合での議論を踏まえ、主査と事務局において検討することとされた。 【今後の予定】 ・ 対応方針「取引所外売買の誤報告への対応について」に関し、本ワーキング委員との間で最終調整を行ったうえで、エクイティ分科会に付議することとされた。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03－3667－8481）